

2024 年 2 月 10 日発行

No.36

十日町市農業委員会

妻有のきずな

十日町市農業委員会だより

とおかまち
女子農業

農ではたらく

十日町・水沢

自然栽培の米農家 五左衛門

清水 早苗 (51)

しみず さなえ

十日町に驚くべきパワーの持ち主がいっぱいありました。十日町で農業・肥料を使わずに
従来コシヒカリや野菜を栽培している「自然栽培の米農家 五左衛門」の早苗さん。

その暮らし自体も、自然を生かし、自然の恵みに寄り添ったものでした。

早苗さんは、毎月 10 日に十日町市民交流センター分じろうで開催される「とおか市」で農園の商品を多数販売。自然栽培のコシヒカリ、季節の野菜、またそれらを乾燥させたドライ商品だけでなく、しめ縄やヨモギ枕、ポプリやブーケガルニ（香草の束。肉料理や魚料理の臭みを除いていい風味をつける目的で使用されるもの）など、お米や野菜の栽培過程で生まれる副産物や自然の恵みを生かした雑貨たちも並びます。

一押しは、お米から作った麴で酵母を起こし、米糠、米粉を使ったパン。噛むほど香ばしい甘さともっちりとした食感が人気です！

今後の目標は、農業を続けながら 6 次産業化を目指したいとのこと。レンタル加工所を利用しながら経験を積んで、5 年以内には自身の加工所やそれを提供する場所を作りたいと意気込みを語ってくれました。

「目標地図」作成に向け

より一層の話し合いと調整へ

■年頭のご挨拶



会長
村山 隆義

向春の候、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

元日の能登半島地震では、甚大な被害が出て不安な年明けとなりました。

昨年は、災害とも言える異常気象で農作物の品質が低下し、厳しい経営環境になっていきます。気象庁では「異常高温」は今年以降常態化する恐れがあると指摘していて、作期分散による高温リスクの回避、高温耐性品種の育成など、温暖化への対応が緊急な課題とされています。さらに、肥料や資材、飼料、

燃油の価格高騰により、さらなるコスト削減や園芸作物との複合化による経営の安定が求められています。

また、農業経営基盤強化促進法等の改正により、「地域計画」の策定、農業を担う者の確保・育成が求められ、10年後の地域農業の設計図「目標地図」を令和7年3月を目途に作成することになりました。今後は皆様との話し合いや調整を重ねて、地図を作成し、地域の実情に合わせてその都度見直していきます。

遊休農地の発生防止・解消、農地利用の最適化の推進、農地の集積・集約化など、今後も多様化する地域の課題に対応した取り組みを進めていかなければなりません。皆様からのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様健康に留意され、穏やかで稔り多き年でありますようお願いしております。

ここが嬉しい！全国農業新聞

農家の経営や暮らしに役立つ情報もりだくさん！

- ◆オールカラーで「見やすい」「分かりやすい」！
- ◆見本誌や購読お申し込みはお近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局まで

全国農業
新聞



NATIONAL
AGRICULTURAL
NEWS

毎週金曜日発行 B3版 8~10p 購読料：月 700円（送料・税込）

Topics

農業委員の活動がわかる！
トピックス



就農チャレンジフェアに参加！ 今回は2月23日（金・祝）に開催予定



令和5年12月17日に（一社）新潟県農業会議が主催した新規就農・就業チャレンジフェアに参加しました。
今回は県内各地から28の法人等が参加し、来場者から就農等について相談を受けていました。実際に働いている人や法人等に直接話が聞ける相談会ですので、農業に興味がある人、就農したいと考えている人は、参加してみたいかがでしょうか。
このフェアは年4回開催されていて、今回は令和6年2月23日午後1時から、新潟市のANAクラウンプラザホテル新潟で開催されます。

永年勤続表彰

令和5年度新潟県農業委員会大会において、農業委員・農地利用最適化推進委員の永年勤続表彰がありました。

農業委員会 会長継続3期 表彰
村山 隆義 農業委員（十日町地区）

地目変更登記の 手続きをお願いします

農地転用許可を受け、農地を宅地等に転用した場合は、転用後1か月以内に地目変更登記の申請を行わなければなりません。期間内に地目変更登記をしなかった場合は10万円以下の過料の対象となります。農地転用が完了したら、速やかに農業委員会事務局に『転用事実確認願』を提出し、最寄りの法務局で地目変更登記をしてください。

申請手続きをしない場合 10万円以下の過料適用対象に

相続しても所有権の移転登記を行わないケースが多く、所有者不明土地の増加につながっていることから、相続人に対し、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられました。

施行日は令和6年4月1日からですが、施行日前に発生した相続も対象となり、正当な理由がなく申請手続きをしなかったときは10万円以下の過料の適用対象となります。
詳細については最寄りの法務局へお問い合わせください。

農地を相続した場合は、相続登記と併せて、農業委員会事務局へ『農地法第3条の3の規定に基づく届出』も行ってください。

相続登記の申請義務化 4月1日より

地域計画（目標地図） 策定が義務化！

1. 地域計画とは？

今まで「人・農地プラン」に基づいて担い手への農地の集積を進めてきましたが、担い手不足や耕作放棄地の拡大といった問題が深刻化してきたことから、国が令和5年4月に農業経営基盤強化促進法を改正し、人・農地プランを「地域計画」に名称を変えて新たに作成することを**法律で義務付けました。**（※令和7年3月末までに作成）

「地域計画」は「人・農地プラン」を土台とし、おおむね**10年後を見据え**、誰がどのように農業をしていくのかをまとめる計画です。今まで中心的な担い手として位置づけられてきた「認定農業者」、「認定新規就農者」、「集落営農組織」に加え、新たに「農業を担う者」として、半農半Xなど多様な担い手を地域計画に位置付けます。また、現況地図を見ながら将来の担い手や目指すべき農地利用の方針を一筆ごとに反映した「目標地図」を作成します。

地域計画

=

人・農地プラン
(地域農業の将来の在り方)

+

目標地図

2. 地域計画策定はどんなことをするの？

地図を見ながら
話し合います！



市内を10地域に分けて、それぞれ地域計画を策定します。

地域ごとに「協議の場」を設けて、地域の担い手や経営規模拡大を考えている人、農業委員・推進委員などを交えて地域農業の現状や課題を共有し、今後の農地利用について意見交換等を行います。

そのうえで農地利用の設計図となる「目標地図」を作成します。

将来、農地を託す人も託される人も安心して経営していけるよう農地利用を考えましょう。

集約して作業を
効率化したい！



兼業で
続けたい！



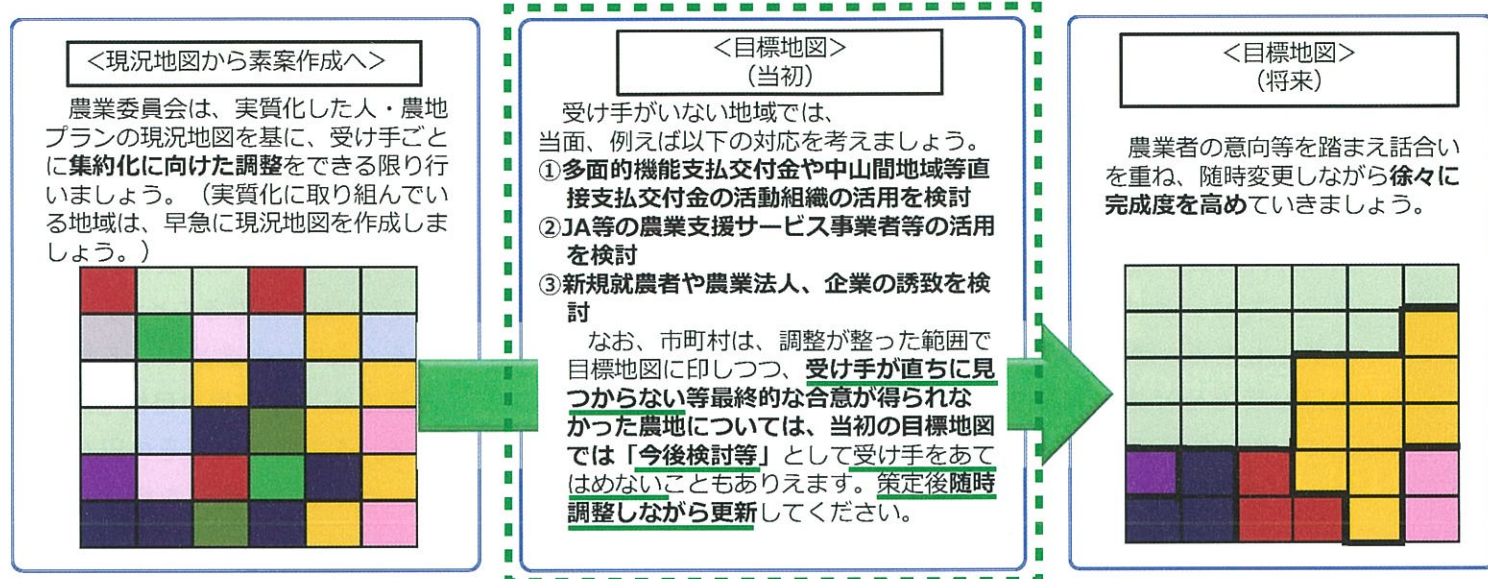
3. 目標地図の作成手順は？

※国の「地域計画策定マニュアル」より抜粋

- 農業委員会は、現況地図に、農地の出し手・受け手の意向を踏まえ、目標地図の素案を作成し、**市町村に提出**しましょう。
- 素案の提出を受けた市町村は、農業委員会と一体的に、地域の徹底した話し合いを通じて、**出し手・受け手との調整をできる限り進めましょう。**
- 調整に当たっては、「**目標地図は、農地ごとに将来の受け手をイメージとして印すものであり、これによって権利が設定されるものでないこと**」、「**権利設定のタイミングは目標年度まで柔軟に調整**でき、農地の出し手が将来耕作できなくなった段階で受け手が引き受けられればよいこと」などを丁寧に説明しましょう。

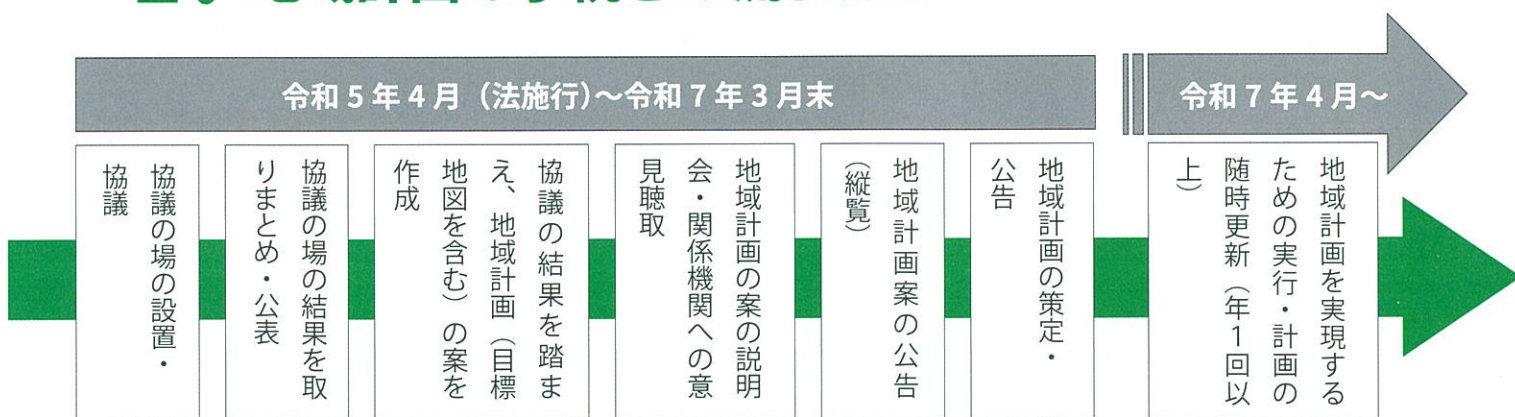


あらかじめ新規就農者や有機農業などのためのエリア設定を行うことも効果的です。エリア設定に当たっては自然災害などのリスクにも配慮しましょう。



農地の受け手が見つからない、または不足している地域は、地域計画に新規就農者等の受入方法や目標地図に受入できるエリアなどを明記して、地域外の受け手が確認できるようにしましょう。

4. 地域計画の手続きの流れは？



▶「地域計画」の策定・公表について

- 地域の協議を経て作成される「地域計画」では、農業を担う者ごとに将来利用する農用地等が目標地図でイメージとして公表されます。
- 地域計画が策定されていることが要件となる補助事業が増えています。地域計画を策定していないと国や県の補助事業を活用できない場合があります。

▶地域計画策定後に変わることに

- 農地の売買・貸借は、農地法 3 条もしくは農地中間管理機構の活用のみとなります。
※新規で利用権設定の相対契約ができるのは令和 7 年 3 月末までです。
- 農地の売買・貸借ができるのは、目標地図に位置づけられた方に対してのみとなります。
※目標地図は、地域での話し合い等により変更することができます。

辰年うまれの年男からひとこと



阿部 隆

農地利用最適化推進委員
(川治地区)



根津 徳男

農業委員
(川西地区)



松山 邦夫

農地利用最適化推進委員
(松代地区)

昨年7月より農地利用最適化推進委員として、微力ながら活動させていただいています。

私の担当は川治地域の八箇地区です。当地区の田畑は急傾斜地が多く、圃場までの農道の維持管理、水田の水源確保にも多大な労力を要する等、圃場条件は決して良いとは言えません。高齢化も進み、残念ながら農業の担い手も殆ど無い状況です。更に一部の集落では集落の維持すらままならないとの声が聞こえてくる昨今です。

私が子供の頃は集落の至る所でさつまいもや小豆や大豆が作られていましたが、その畑も今では杉林となり、水田は耕作放棄により柳の木やススキの林と化しています。

誠に残念な状況ですが現実を受け止め、今以上にこのような光景が増えないよう、地区の皆様のご理解とご協力を得ながら、役職を全うしたいと思います。

今年はコメも野菜も猛暑で大不作であり、農家仲間は来年も同じ天気で肥料等の価格も高ければ作付けを少なくし数年後には辞めるとの声も冗談交じりで有りました。

改めて農業の将来を考える年となり、数年後には地域計画の作成により生産性の高い農業経営を求められますが、現在、農地の維持は大規模農家・法人に頼っており、いずれも人手不足や後継者問題を抱え、近い将来には地元以外の巨大な農業資本を持った会社がこの地で農業を行う時代が来る事も否めないと思います。

現在も条件が悪い耕作地から放棄地になる傾向があり、大資本家による一層の生産性追求により、さらに放棄地が拡大する事も考えられます。

これらを回避するには大規模経営一辺倒ではなく、小さな農業経営の在り方や地域民全体として農業を考える機会も必要と思われ、働きかけを行いたいと考えております。

『少しだけ、舵をきる。』

数十年前、減反政策が始まり、山間地農業は衰退の一途を辿っていた。歳を追うごとに放棄地も目立つようになった。後継者がいない山間地農業は漂流船のようだ。

5年の縛りから解放される令和7年にはどうなることか。

そんな中、今進めている地域計画では、10年後の目標地図を作る。その時だれがその田を作り、その地域の農業を担っているのかを一筆ごとに問う。

先細りが心配される一方で、山間地農業に活路を見出し移住する人達もいる。こうした人達の思いにも多くのことを学べるかもしれない。

私の畑作は唐箕や千束扱きなど古い農機具が活躍する。少しだけ、舵をきれば全く新しい風景が開けるかも知れない。

編集後記

農業委員会だより「妻有のきずな第36号」をお届けします。法改正により今までの「人・農地プラン」が名称を変えて新たに「地域計画」を策定することになりました。昨年7月から11月にかけて将来の地域農業をどのようにしていくかを地域で検討するため、意向調査を実施させていただきました。調査にご協力をいただきました皆様、大変ありがとうございました。意向調査の結果をふまえて今後は各地域での話し合いが予定されています。「地域計画（目標地図）」の作成にご理解とご協力をお願いいたします。

【事務局】

農地のお悩み相談は

お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会事務局まで。